

岩内町役場庁舎建設基本構想

岩 内 町

平成23年2月

目 次

序章	検討の経緯	1
1.	役場庁舎建設基本構想	1
2.	役場庁舎建設基本構想策定までの経緯	2
(1)	現庁舎の問題点	2
(2)	新庁舎建設の必要性	3
(3)	役場庁舎建設の事業手法の検討	4
(4)	基本構想の検討体制と検討フロー	5
(5)	町民懇談会及びパブリックコメントの実施	6
第1章	新庁舎の施設整備の考え方	13
1.	上位計画等の整理	13
(1)	平成17年10月(策定)岩内町都市計画マスタープラン	13
(2)	平成18年3月(策定)岩内町中心市街地再開発構想基礎調査報告書	13
(3)	平成20年3月(策定)岩内町耐震改修促進計画	14
(4)	平成20年12月(改訂)岩内町水防計画	14
(5)	平成20年12月(改訂)岩内町地域防災計画	14
(6)	平成21年3月(策定)岩内町老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画	14
(7)	平成21年3月(策定)新たな岩内町総合計画	15
(8)	平成22年3月(修正)泊発電所周辺地域原子力防災計画	15
(9)	平成22年9月(策定)岩内町過疎地域自立促進市町村計画	15
2.	新庁舎の施設整備の基本的な方向性	16
(1)	誰もが利用しやすい庁舎	16
(2)	防災拠点としての役割を果たす庁舎	16
(3)	機能性・効率性を重視した庁舎	16
(4)	省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎	16
3.	新庁舎に求められる主要な機能	17
(1)	防災拠点機能	17
(2)	窓口機能	17
(3)	執務機能	17
(4)	情報受発信機能	17
(5)	議会機能	17
(6)	多くの町民への対応可能なスペース	17
(7)	維持・管理機能	17
4.	町民の健康保持・増進	18
第2章	新庁舎の位置と周辺整備	19
1.	新庁舎の位置	19
(1)	建設候補地の抽出	19
(2)	建設候補地の比較検討	19
(3)	建設候補地の選定	23
2.	新庁舎の敷地概要	24
(1)	敷地の概要	24
(2)	敷地の周辺環境	24
(3)	課題	24

第3章 新庁舎の規模算定	25
1. 基本指標	25
(1) 計画想定人口	25
(2) 新庁舎に配置する総職員数	25
(3) 議員定数	26
(4) 公用車台数	26
2. 新庁舎に導入する部署及び職員数	27
3. 新庁舎に導入する部署の配置の考え方	27
4. 新庁舎の規模算定	28
(1) 類似自治体及び現役場庁舎のデータ	28
(2) 総務省起債基準面積に基づく算定	30
(3) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定	31
(4) 各室積み上げによる必要面積の算定	32
(5) 庁舎の必要面積	34
(6) 新庁舎の概算規模面積	36
(7) 駐車場及び駐車場台数の算定	36
(8) 公用車車庫の算定	36
第4章 事業費の算定	37
1. 事業費の算定	37
2. 財源確保の見通し	37
第5章 事業計画	38
1. 事業スケジュール	38
2. 事業手法	39
第6章 保健センターの建設・整備の方針	40
1. 建設・整備の考え方	40
2. 建設・整備手法の検討	41
3. 保健事業の概要	42

資料

1. 検討の状況
2. 役場庁舎建設等検討会名簿
3. 役場庁舎建設等検討会作業部会名簿

序章 検討の経緯

1. 役場庁舎建設基本構想

本基本構想では、新庁舎建設の基本的な考え方として、「新庁舎の施設整備の基本的な方向性」や「新庁舎に求められる主要な機能」を検討しました。

これらを踏まえて、今後の具体的な施設計画に反映していく主要な事項についての考え方を示していきます。

■表 1

新庁舎建設の基本的な考え方	
新庁舎の施設整備の基本的な方向性	① 誰もが利用しやすい庁舎 ② 防災拠点としての役割を果たす庁舎 ③ 機能性・効率性を重視した庁舎 ④ 省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎
新庁舎に求められる主要な機能	① 防災拠点機能 ② 窓口機能 ③ 執務機能 ④ 情報受発信機能 ⑤ 議会機能 ⑥ 多くの町民への対応可能なスペース ⑦ 維持・管理機能

2. 役場庁舎建設基本構想策定までの経緯

庁内の検討体制として「役場庁舎建設等検討会」とその下部組織である「役場庁舎建設等検討会作業部会」を置き、さらに、議会「役場庁舎問題特別委員会」での議論や指摘・提言、また、「町民懇談会」や「パブリックコメント」での意見・要望をいただく中で庁舎建設に対する調査検討をより具体的に進め、検討を重ねました。

本基本構想は、これらの検討体制の下に検討の成果をとりまとめたものであり、庁舎建設に関する計画段階の内容を指し示し、引き続いて実施される基本計画・基本設計の指針や条件を与えるものとして位置づけられます。

(1) 現庁舎の問題点

① 耐震性の不足

現庁舎は、昭和 56 年に施行された現行の耐震基準以前に建設されており、平成 21 年度に実施した耐震診断調査においては、建物の耐震性が基準を大きく下回っており、人命に関わる建物被害が発生する可能性が非常に高いことが明らかになりました。

構造体の耐震性能は、構造耐震指標(I_s)の数値が大きいほど耐震性が高くなります。

また、建物の耐震性の目標値である構造耐震判定指標 I_{so} は階の位置にかかわらず下記式より求めます。

$$I_{so} = E_s \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.6 \times 0.9 \times 1.0 \times 1.25 = 0.675$$

E_s : 耐震判定基本指標で、方向にかかわらず次の値を基準とする。

(第 2 次診断用 $E_s = 0.6$)

Z : 地域指標で、地震活動度や地震動強さを考慮するための補正係数

(岩内町 $Z = 0.9$)

G : 地盤指標で、表層地盤の増幅特性、地形効果、地盤と建物の相互作用などを考慮するための補正係数($G = 1.0$)

U : 用途指標で、建物の用途を考慮するための E_s の補正係数で、本施設が被災応急対策活動に必要な施設として位置付けられていることを考慮する。

($U = 1.25$)

調査の結果、推定 $I_s = 0.27$ となり目標値である $I_{so} = 0.675$ を大きく下回る結果となっており、震度 6 強程度の大きな地震が発生した場合には、人命に関わる建物被害が発生する可能性が非常に高く、緊急的な処置が必要です。

国の基準では、 I_s が 0.3 以下の場合、特に倒壊の危険性が高く早急に地震対策を行うべき建物であると規定しています。

本庁舎は、災害発生時の防災拠点としての役割を担う重要な施設に位置づけられていることから考えると、被災後も本庁舎が使用可能な状態でなければなりません。以下に現庁舎の課題をまとめます。

一つ目に、強度面における課題があり、大地震時には柱位置での脆性的な破壊を起こす可能性が考えられます。

二つ目に、変形性能における課題があり、建物全体として平面的・立面的なバランスが悪く、地震時の変形増大と接合部分での破断やねじれによる局所崩壊を起こす危険性が考

えられ、早急な対応が必要です。

三つ目に、経年劣化の課題が考えられ、本庁舎は新築から 50 年が経過し、現地調査の結果から外壁回りのモルタルやコンクリートの剥離・剥落・はらみが全面的に見られ、落下により第三者に被害を及ぼすであろう危険箇所が多く認められています。

② 施設・設備の老朽化

建物は、全体的に老朽化が進んでおり、危険箇所などについては、随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修が困難な箇所もあります。

また、暖房・衛生・排水設備等の補修を繰り返しながら対応しており、維持管理費が高んでいる状況にあります。

③ 庁舎等の狭隘化

現庁舎は、建設時に比べ、行政事務の拡大や職員数の増加に伴い事務室が狭隘化しており、町民からの各種申請・申告・相談などに対応するためのスペースを十分確保できない状況にあります。さらに、職員の打合せや作業スペース不足なども発生しています。

また、駐車場は窓口の繁忙期や会議などの開催が重なる場合には、満車状態になり、駐車場所の確保が難しい状況にあります。

④ バリアフリー化への対応が困難

現庁舎は、エレベーターや身障者用トイレの設置などバリアフリー化への対応が遅れており、高齢者や身障者への配慮が十分ではありません。

⑤ 高度情報化対応への限界

現庁舎は、IT機器の設置やシステム配備に伴うスペース、電気容量などが不足しています。今後、高度情報化への対応がますます求められますが、情報ネットワーク環境の拡張には限界があります。

(2) 新庁舎建設の必要性

昭和 33 年に竣工した現庁舎は、これまで増築及び附属建物の増設を経て、現在に至っています。しかし、現庁舎は建築から 50 年以上が経過し、建物等の老朽化や高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応への不足といった問題を抱えています。また、庁舎等の狭隘化は、町民サービスの低下や行政効率の低下を招く要因になっています。

さらに、平成 21 年度に実施した耐震診断では耐震性の不足が指摘され、現庁舎は地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められています。

このように、現庁舎は耐震性をはじめ様々な問題を抱え、町民の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障をきたしており、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも新庁舎が必要です。

(3) 役場庁舎建設の事業手法の検討

現庁舎の様々な問題点をどのように解決するのか、新築、大規模改修及び学校施設の改修を想定し、次の4つの事業案を事業手法として、比較・検討を行いました。

■表2 事業案の比較表

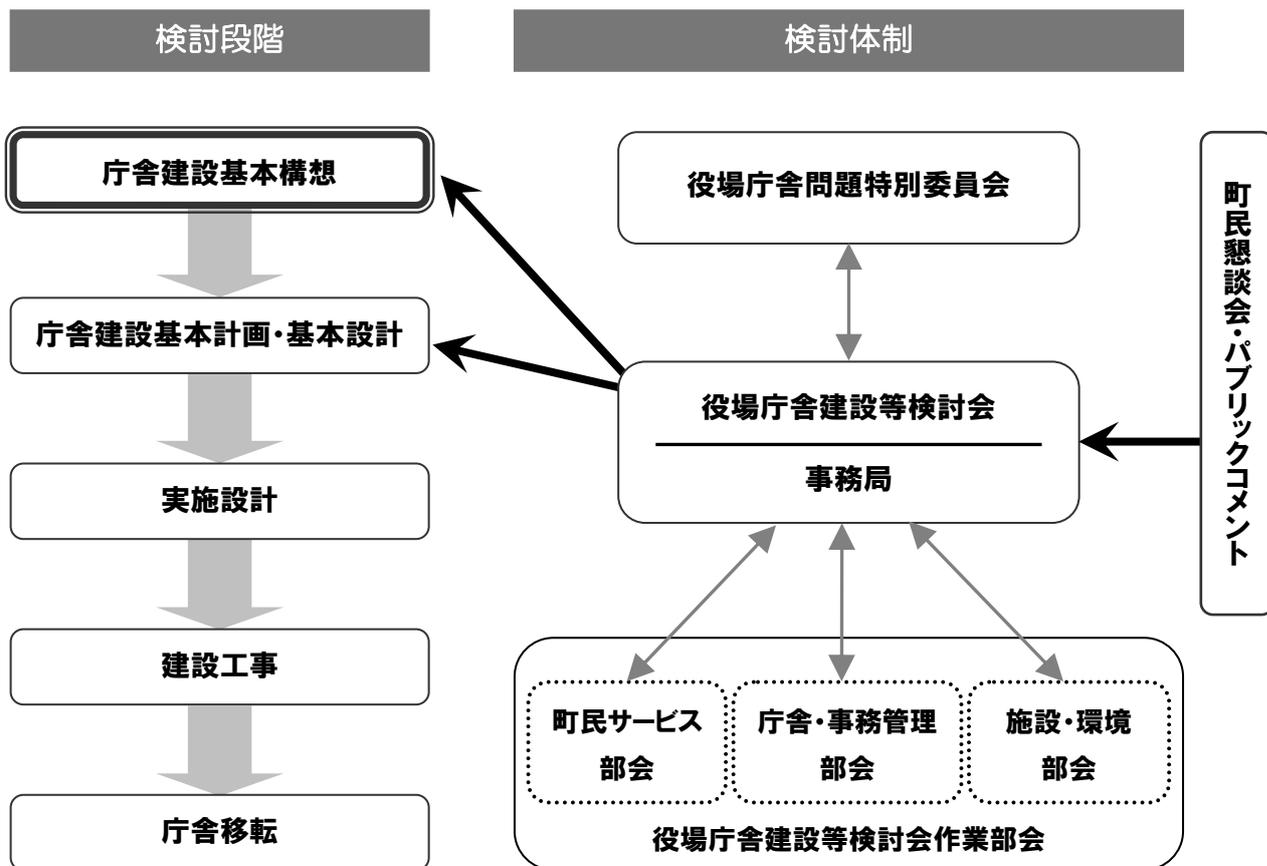
事業案		課題等
第1案	現在の位置へ役場庁舎を新築する場合	① 仮設庁舎の建設が必要となる。 ② 防災通信設備やコンピューター設備等の移設が2度必要となる。 ③ 事務を執行するための引越しが2度必要となる。 ④ 駐車スペースの不足など現敷地面積では、手狭である。 ⑤ 民有地が隣接しており、一体的な整備が難しい。
第2案	現在の位置から別の場所へ移転・新築する場合	① 民有地の場合は、土地購入費が必要となる。 ② 民有地の取得に時間を要する可能性がある。
第3案	現庁舎に耐震補強を加え、大規模改修を行う場合	① 第1案の①～④までと同様の課題がある。 ② 基礎を含む建物全体に工事が及び、全面改修を伴う大規模な改修工事が必要となる。 ③ 耐震改修に伴う壁や柱などの補強により事務室の面積が狭くなる。 ④ 庁舎本体以外に、暖房設備やコンピューター設備等の全面改修も必要となる。 ⑤ 既存施設を再利用する場合、工事の過程で想定外の劣化等が発見される可能性があり、その処置のためのコスト増加の恐れがある。
第4案	学校施設の改修を行い、役場機能を移転する場合	① 学校施設の統廃合の議論が具体的に進んでいない。 ② 学校施設は、教室と廊下で仕切られており、役場事務室としては利用しづらく、3,000 m ² 以上の面積の改修が必要となり、工事費が増嵩する可能性がある。 ③ 役場事務室としてオープンスペースを確保するためには、耐震補強が必要となり、工事費が増嵩する可能性がある。

4つの事業案の比較・検討では、記載した課題等に加え、それぞれの事業実施の妥当性、概算建築費の想定などを行い、その結果、現在の位置から別の場所へ移転・新築することとしました。

その大きな理由は、次の3点です。

- ・ 現庁舎の耐震診断調査において、建物の耐震性が極めて低いことから、早急な対策が必要であること。
- ・ 仮設庁舎建設の必要性がなく、合わせて、移転費用が最小限で抑えられること。
- ・ 学校施設の改修においては、多額の費用を要し、加えて、今後の耐用年数を勘案した場合、新築と比較し、その有意性が低いこと。

(4) 基本構想の検討体制と検討フロー



(5) 町民懇談会及びパブリックコメントの実施

本基本構想の策定に際し、より多くの町民の皆さんから意見・要望をお聞きするため、「町民懇談会」及び「パブリックコメント」を実施しました。

その概要は、次のとおりです。

① 役場庁舎建設に係る「町民懇談会」意見・要望集約表（6月実施）

1) 開催日時及び参加者数の状況

- ①平成22年6月6日(日) 午後2時00分～ 町民25名
- ②平成22年6月9日(水) 午後6時30分～ 町民11名

2) 開催場所

- ①岩内地方文化センター 2階 会議室

3) 周知方法

- ①平成22年6月号広報紙
- ②防災行政無線
- ③町内会・自治会への開催案内

4) 意見・要望の概要

①資料内容について

- ・ 補修管理費は、年間どの位かかっているのか。
- ・ 職員を減らす傾向の中、「職員数の増加」との表現はなぜか。
- ・ 耐震診断結果の具体的な数字を教えてください。
- ・ 将来の財政予測について、具体的な数字はないのか。
- ・ 新庁舎建設が町財政に与える影響をどう判断しているのか。
- ・ 洪水や高潮・津波対策については、低い土地ではどうなるのか。
- ・ 「一時に多くの町民へ対応可能なスペース」について、選挙や申告事務のためだけに必要なのか。
- ・ 「日常的に必要となる打ち合わせコーナー」についての必要性は何か。
- ・ 災害とは、何を想定しているのか。

②建設候補地の抽出・選定について

- ・ 3箇所について、議会です承を得ているのか。
- ・ 旧東小学校跡地がふさわしいのではないのか。
文化センター横空地は、イベント等に使用している。
- ・ 旧東小学校跡地しか無いと思っている。
文化センター横は、津波の場合に防災どころではない。
島野A団地は、中心地から離れすぎている。
問題は、高齢化社会を迎える中、高台で遠い。
道路の整備が必要である。
- ・ 町を一望できる立地として、旧東小学校跡地に賛成である。
- ・ 都市計画を考えると旧東小学校跡地が良い。
- ・ 町有地に建てることについて、現在、特に支障はないのか。

③機能について

- ・ 協働が実際に行える空間を作ってほしい。
- ・ 保健施設を庁舎の中に設けてほしい。

④学校の利用(転用)について

- ・ 経済性から、改築して利用すれば良いのではないか。
- ・ 面積からは庁舎と保健センターに改築できるのではないか。

⑤建設費用について

- ・ 全体的な建設費はいくら位か。
- ・ 高齢者率や人口の減少から、最終的な借金は返済できるのか。
- ・ 借金の返済は何年後を考えているのか。

⑥他町村視察について

- ・ 町民も一緒に行った方が良い。

⑦建設全般について

- ・ 新庁舎建設についての町民合意が必要ではないか。
- ・ 他の事業を犠牲にして庁舎の建設費用を積み立てるのか。
- ・ 働いている人の人命が一番大事なので、早く建ててほしい。
- ・ 新しい庁舎を核として、まちづくりをしてほしい。
- ・ 耐震診断の結果から、早い時期の建替えと計画の進捗状況はどう考えているのか。

⑧懇談会の開催手法について

- ・ 町民の意見を聴く場を今後どう考えているのか。
- ・ 検討会に町民も参加させてほしい。
- ・ 庁舎建設を前提とした懇談会なのか。
- ・ 町民の意見を聞かずに建設ということか。
- ・ パブリックコメントに対し、広報等で回答がほしい。
- ・ 必要性・将来の経済性など住民アンケートを実施してほしい。

② 役場庁舎建設に係る「パブリックコメント」意見・要望集約表（6月実施）

1) 意見を求めた期間

①平成22年6月1日(火)から平成22年6月30日(水)

2) 意見を求めた方

①町内在住者又は町内に所在する団体

3) 意見の出し方

①自由様式による意見書を郵送・FAX・電子メール・持参により提出

[町で作成した意見書様式を庁舎・文化センター・老人福祉センター・人材開発センターに備え置き]

4) 周知方法

①平成22年6月号広報紙

②防災行政無線

③町公式ホームページ

5) 意見書の提出人数及び件数

①提出人数 2名

②件数 4件

6) 意見・要望の概要

①建設候補地の抽出・選定について

- ・ 高齢者等のことを考え、旧東小学校跡地が望ましい。

文化センター西側空地は、海に近く風が強い。

島野A団地跡地は、川と橋があり、災害時に危険である。

島野A団地跡地は、現在地から遠くなり、自動車を所有しない高齢者等に不便である。

- ・ 旧東小学校跡地が最適である。

岩内らしい景観を備えている。

敷地が現在の2倍近くある。

津波の心配がない安全・安心な場所である。

高い階に町民ロビーを設けると憩いの空間となる。

②機能について

- ・ 保健センターを設置してほしい。
健康の問題や老健施設の利用の仕方の相談、健康づくり、認知症相談、健康に関する情報提供・援助等
- ・ 協働のまちづくりセンター室を設置してほしい。
基本概念の情報交換の場、資料展示室、まつり・イベント実行組織本部、町内会活動の中核・連合会の会合の場、先進都市・町村との交流・情報交換の場、国際交流の促進の場

③ 役場庁舎建設基本構想『中間報告』に係る「町民懇談会」意見・要望集約表
(11月実施)

1) 開催日時及び参加者数の状況

- ①平成22年11月13日(土) 午後6時30分～ 町民10名
- ②平成22年11月14日(日) 午後2時00分～ 町民 8名

2) 開催場所

- ①岩内町老人福祉センター 集会室

3) 周知方法

- ①平成22年11月号広報紙
- ②防災行政無線
- ③町内会・自治会への開催案内

4) 意見・要望の概要

①資料内容について

- ・ 人口重心について、平成22年の国勢調査の結果によって変わるのか。

②他市町村視察について

- ・ 他町村役場の視察により、良い点を参考としてもらいたい。
- ・ 他町村における複合施設とは、どのようなものか。

③事業費について

- ・ 地方債の残額はいくらとなっているのか。
- ・ 事業費を出せないのはなぜか。
- ・ 将来負担の増大に対しての考え方を聞きたい。
- ・ 役場庁舎建設基金の状況について教えてほしい。

④庁舎・敷地面積について

- ・ 建ぺい率、容積率はどうなっているのか。
- ・ 駐車場スペースは何台を想定しているのか。
- ・ 国道と敷地の高低差はどの位あるのか。
- ・ 商店街から寺町通りの間にエスカレーターを付けてはどうか。
- ・ 道路改修や勾配についての課題は、何を想定しているのか。
- ・ 新庁舎の面積は、現庁舎の施設のほか、職員の福利厚生施設も含んでいるのか。
- ・ 庁舎建設は、地元建設業者が対応できると思うが。
- ・ 協働のための部屋の設置について、どう考えているのか。
- ・ 消防組合は、新庁舎に入るのか。

⑤保健センターについて

- ・ 役場庁舎の他に1,000㎡を建てるということか。
- ・ 一体的に整備するという事は、役場の中にとということか。
- ・ 補助事業の対象になっているのか。
- ・ 既存施設では対応できないのか。

④ 役場庁舎建設基本構想『中間報告』に係る「パブリックコメント」意見・要望集約表（11月実施）

1) 意見を求めた期間

- ①平成22年11月8日(月)から平成22年11月22日(月)

2) 意見を求めた方

- ①町内在住者又は町内に所在する団体

3) 意見の出し方

- ① 自由様式による意見書を郵送・FAX・電子メール・持参により提出

[町で作成した意見書様式を庁舎・文化センター・老人福祉センター・人材開発センターに備え置き]

4) 周知方法

- ①平成22年11月号広報紙
-
- ②防災行政無線
-
- ③町公式ホームページ

5) 意見書の提出人数及び件数

- ①提出人数 1名
-
- ②件数 3件

6) 意見・要望の概要

①建設候補地について

- ・ 郵便局前の道路をロードヒーティングにする予定はあるか。

②庁舎・敷地面積について

- ・ 内装については、シックハウスにならないような素材にしてほしい。
- ・ 外装がコンクリートなら避難所になるのでしょうか。

第1章 新庁舎の施設整備の考え方

これまで新庁舎建設に関して積み重ねられてきたさまざまな検討や議論、報告を踏まえ、新庁舎の施設整備の考え方について設定しました。

1. 上位計画等の整理

(1)平成 17 年 10 月（策定）岩内町都市計画マスタープラン

岩内町では、町民を含めた委員会とワークショップ等により地域住民の理解と参加のもとに、当計画を策定し、今後のよりよいまちづくりを進めていくための指針とされ、計画期間は平成 17 年度(2005 年度)～平成 36 年度(2024 年度)です。

町民検討委員会アンケート結果において、『役場庁舎の建替・改築』について、優先度合として「急ぐ」、または「やや急ぐ」、必要度合として「高い」、または「やや高い」と答えた人が多い結果となっています。

主要課題の整理において、老朽化した役場庁舎については、地域の防災センター機能等、行政サービス拠点として近代的な機能を有する施設へむけた改善、再整備について検討を行う必要があるとされています。また、将来都市構造において、既存市街地の拡大をできるだけ抑制し、「コンパクトな市街地形成」を図るとし、土地利用方針として、①文化センター駐車場横空地は、「海辺のふれあいゾーン」として位置づけられ、岩内町の特色ある海浜地区や海水浴場及び漁港等のみなとまち空間の保全・整備を図るとともに、マリンプークや文化センター及び木田金次郎美術館の集積するマリンプラザにおける、まちの顔となる都市空間の保全・整備を図るとされています。②旧東小学校跡地は、八幡通りを軸とする地区を「行政・業務ゾーン」として位置づけ、各種行政・業務・生活関連施設等の集積を図るとされています。③島野A団地跡地は、「計画的な住宅の整備促進地区」と位置づけられています。

(2)平成 18 年 3 月（策定）岩内町中心市街地再開発構想基礎調査報告書

今後の岩内町の活性化を考える上で、街の魅力や資源を生かした中心市街地の再開発が求められており、商業・商店街が壊滅状態になる前に活性化対策の策定、実施が緊急な課題とされ、諸条件の整理、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、次年度以降の岩内町中心市街地再開発構想における基礎資料を得ることを目的とし、財団法人電源地域振興センターが策定したものです。

中心市街地の人口や世帯が減少していることから、多様なニーズに対応したまちなか居住の推進を図るとともに、効率的で利便性の高い中心市街地の形成を促進するような公共施設の導入にむけた検討を行う必要があるとされています。

(3)平成 20 年 3 月（策定）岩内町耐震改修促進計画

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は同年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定しました。

平成 17 年には、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にするという目標を示し、同年法改正を行い、各自治体による耐震改修促進計画の策定努力を盛り込みました。

これを受け、岩内町では平成 20 年に当計画を策定し、町有の特定公共建築物について、平成 27 年度までに耐震化率 100%とすることを目標としました。役場庁舎は多数の者が利用する特定建築物に該当するため、平成 27 年度までに現行の建築基準法に合致した構造耐力を有する建築物とする必要性が生じました。

(4)平成 20 年 12 月（改訂）岩内町水防計画

当計画は、水防法に基づき、関係機関及び一般住民等の水防上の責任等を定めるため策定したものです。

関係機関とは、岩内町、岩内・寿都地方消防組合、後志総合振興局、小樽開発建設部小樽港湾事務所、後志保健福祉事務所岩内地域保健部、岩内警察署としています。

具体的には、各関係機関等の水防組織、河川、高波、高潮、津波等の水防区域、雨量観測所、検潮所、樋門等の水防施設、通信連絡、水防活動、公用負担等、水防報告、水防訓練について定められています。

(5)平成 20 年 12 月（改訂）岩内町地域防災計画

当計画は、災害対策基本法に基づき、岩内町防災会議が策定したものです。

大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき、災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき、気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受け、非常配備の必要が認められたときに、岩内町長が災害対策本部を設置することとしており、住民組織等への協力を要請できることとなっています。

具体的には、情報通信計画、災害予防計画、災害応急対策計画、特殊災害対策計画、災害復旧対策計画が定められています。

想定している災害は、高波、高潮、津波、浸水、風害、雪害、融雪災害、土砂災害等です。

(6)平成 21 年 3 月（策定）岩内町老人保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画

当計画は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 カ年の期間に係る「保健事業・福祉事業・介護事業」の計画を定めたもので、以下の 3 つを基本理念としています。

- ・高齢者が住み慣れた地域で可能な限り健康で、安全・安心な生活を送るために、壮年期からの健康づくりなどを含めた予防・疾病対策や、要支援、要介護状態にならないための介護予防対策を行う。

- ・介護が必要になった場合、利用者の状態や希望に応じて、適切な保健・福祉、介護サービスを総合的かつ効果的に提供する体制を構築する。
- ・高齢者の希望を最大限に尊重しながら、可能な限り在宅において自立した日常生活が送られるように支援する。

また、健康で豊かな住みよい地域社会を形成するためにも、高齢者ボランティア活動や就労の支援、生きがいと社会参加を推進するなど、あらゆる分野での総合的な連携や地域社会の協力・連携を唱えています。

具体的には、健康増進として健康相談、健康診査、訪問指導、拠点施設の整備など、介護予防の推進として、介護予防事業、包括的支援事業、家族介護支援事業のほか、介護支援・介護サービス等の充実、地域ケア体制の充実、道路整備等の安全・安心に暮らせるまちづくりの推進を掲げています。

(7)平成 21 年 3 月（策定）新たな岩内町総合計画

岩内町では、まちづくりの理念として、全ての住民が「経済的な豊かさと心の充実が得られるまち」の実現を目指しています。

近年の人口減少や少子高齢化の急速な進行が地域の活力を奪いつつある中、新たなまちづくりの方向性として、「協働のまちづくり」を展開することとしています。

「協働のまちづくり」とは、「まちづくり」の主役は住民であることを再認識し、「住民と行政が情報を共有し、お互いの理解と信頼のもとで目的を共有し、役割を分担し、共に協力してまちづくりを進めること」と定義され、住民への情報公開や、広報・広聴活動の充実、各種計画への住民参加、地域活動として、町内会やボランティア団体、サークルや NPO などの活動の活性化や連携による地域コミュニティの構築を目指しています。

役場庁舎建設に関連する計画としては、交通体系の整備、耐震化の促進、防災対策の充実、健康・福祉の向上、中心市街地の形成などが基本計画に示されています。

(8)平成 22 年 3 月（修正）泊発電所周辺地域原子力防災計画

当計画は、災害対策基本法等に基づき、泊発電所原子力防災会議協議会が策定したものです。

周辺自治体や北海道及び防災関係機関や団体による避難収容活動体制の整備、通信連絡体制の整備、緊急時モニタリング体制の整備、防災資機材の整備、防災対策資料の整備、原子力防災に関する知識の普及と啓発、防災業務関係者に対する研修、原子力防災訓練の実施などの災害予防計画のほか、災害応急対策計画、災害復旧計画が定められています。

(9)平成 22 年 9 月（策定）岩内町過疎地域自立促進市町村計画

当計画は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間を計画期間とし、過疎化によって生じる問題の解決や地域自立を目指す施策展開を図っていくため、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備の各項目について、現況と問題点、対策及び計画が定められており、役場庁舎については、平成 26 年度中の竣工に向けて、新庁舎整備事業として計画されています。

2. 新庁舎の施設整備の基本的な方向性

(1) 誰もが利用しやすい庁舎

- ・ あらゆる人々に利用される施設であり、町民にとってわかりやすく、使いやすく、親しみやすい場であることが求められることから、ユニバーサルデザインを導入し、来庁者が短時間で適切な町民サービスが受けられるように、便利でわかりやすい窓口機能を充実します。
- ・ エレベーターや多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインとし、高齢者や身障者を含む全ての利用者に配慮した整備を行います。
- ・ 建物だけでなく、周辺道路や駐車場の整備などにより、来庁者の利便性の向上を図ります。
- ・ 庁舎で働く職員が、効率的で効果的に業務を行うことができるよう、情報ネットワークの整備や部署間の連携などに配慮した適切な執務環境を整えます。

(2) 防災拠点としての役割を果たす庁舎

- ・ 地震や風水害などの自然災害発生時においても行政機能を維持するだけでなく、災害対策本部としての機能を発揮できるよう、耐震性の確保、ライフライン・情報ネットワークの強化などを行うとともに、洪水や高潮・津波対策にも配慮します。
- ・ 平常時においては、町民の個人情報等を保護するため、情報漏えい対策等に配慮した整備を行います。

(3) 機能性・効率性を重視した庁舎

- ・ 貴重な町民の税金を使い、しかも厳しい財政事情の中での庁舎建設となることから、機能性・効率性を重視し、華美な要素を排除して、建設に要する費用の削減に努めます。
- ・ 計画策定から建設までの過程において、建設に係る費用、資金の調達方法、新庁舎建設が町財政に与える影響などについて検討し、町民の理解を得ながら進めます。
- ・ 施設の長寿命化、維持管理の効率性、将来の施設改修・設備更新への対応を容易にするなど将来的な維持管理経費も考慮した経済効率の高い庁舎を目指します。

(4) 省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎

- ・ 地球環境に配慮した庁舎とするため、省エネルギー対策を基本としながら、新エネルギー等の活用を検討します。

3. 新庁舎に求められる主要な機能

(1) 防災拠点機能

- ・ 災害時における本部としての必要な機能を備えた会議室を設置します。
- ・ 災害時応急物資の適正な保管場所の確保を図ります。

(2) 窓口機能

- ・ 窓口は、できるだけ低層階に集中させるとともに、高齢者や障害者をはじめ誰もが訪れやすく、使いやすい配置とし、また、案内表示の工夫を図ります。
- ・ 相談室は、プライバシーに配慮したつくりとします。

(3) 執務機能

- ・ 来庁者利用空間と執務空間を明確に区分して、それぞれがスムーズな人の流れとなるように配慮します。
- ・ 執務空間は、時代の変化や機能の変化に柔軟に対応できるオープンスペースを基本とします。
- ・ 執務室や会議室は、動線を考慮した配置とするとともに、資料等を保管できるスペースを確保します。
- ・ 日常的に必要なとなる打合せスペースを各課に1箇所設置します。
- ・ 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、ITの活用を図り、これらに必要な設備・機器を設置します。

(4) 情報受発信機能

- ・ 町の行政情報や観光情報を発信するため、町政情報公開や観光コーナーなどのスペースを設置します。

(5) 議会機能

- ・ 町民に開かれた議会を実現するため、議場のライブ中継など傍聴機能に配慮した施設整備を図ります。特に、傍聴席は、議員席との高低差を少なくし、また車いすでの傍聴スペースも確保するなどの整備・検討を行います。
- ・ 委員会室は、常任委員会のほか、委員会開催時以外には会議室として利用できるよう、移動式間仕切り等の整備など汎用性を持たせた作りとします。
- ・ 議員控室は、会派所属議員数の変動を考慮し、間仕切りを移動しやすい設計とします。
- ・ 議会関連施設は、活発な議会活動が行えるように、情報通信環境や必要な諸室・設備の確保を図ります。

(6) 多くの町民への対応可能なスペース

- ・ 選挙や税申告事務など一時に多くの町民への対応可能なスペースの確保を図ります。また、災害等の緊急時には、災害対策本部としての活用を検討します。

(7) 維持・管理機能

- ・ 開庁日、閉庁日にかかわらず、個人情報や行政情報を多く取り扱っている庁舎の適切な管理を行うため、セキュリティ機能を確立します。
- ・ 膨大な量の行政文書は、短期・長期保管にそれぞれ適切な収納スペースと場所を確保し、快適な執務空間とします。

4. 町民の健康保持・増進

住民の健康保持及び増進を図るための施設として、役場庁舎建設に合わせ、保健センターを建設・整備することとします。詳細は、第6章保健センターの建設・整備の方針で述べることにします。

第2章 新庁舎の位置と周辺整備

1. 新庁舎の位置

町役場の位置については、地方自治法第4条第2項に「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。これらに基づき以下により建設候補地の選定を行います。

(1) 建設候補地の抽出

① 建設候補地の抽出基準

次の基準に適合する建設候補地の抽出を行います。

- A) 現役場庁舎の敷地面積である4,125.15㎡以上の土地であることとします。
- B) 町有地であることとします。
- C) 空地であることとします。

② 建設候補地の抽出結果

- A) 文化センター西側駐車場横の空地
- B) 旧東小学校跡地
- C) 島野A団地跡地

(2) 建設候補地の比較検討

抽出した3箇所の候補地について、次の基準により比較検討を行います。

① まちづくりとの整合性

庁舎は、地域の中核となる施設であるとともに、これまでのまちづくりの形成過程や周辺地域への配慮が必要であるため、地域経済への貢献、今後のまちづくりの方向性との整合性等について検討します。

- ・ 都市基盤の整備状況
- ・ 中心市街地との連携
- ・ 周辺経済への影響
- ・ 都市計画マスタープランとの整合性

② 町民の利便性

町民の利用を主な目的とする施設であることから、人口重心からの距離、他の官公署との位置関係や交通アクセス等の利便性について検討します。

- ・ 人口重心との近接性
- ・ 都市機能の集積（他の官公署、金融機関、商業施設等との位置関係）
- ・ 最寄りの交通拠点からの距離
- ・ 周辺道路からのアクセス性
- ・ 自転車や歩行者の交通

③ 防災拠点・安全性

庁舎には防災拠点としての機能が必要であるため、災害時の安全性や災害対策本部としての活動容易性等について検討します。

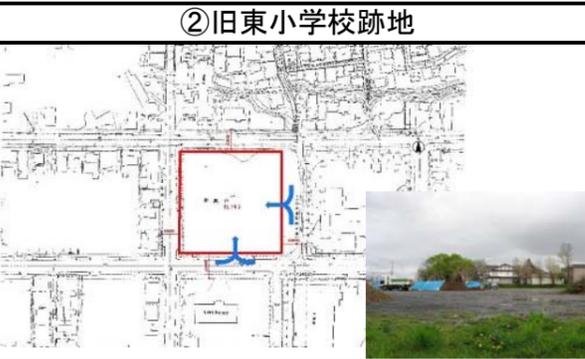
- ・ 災害からの安全性
- ・ 災害時のアクセス
- ・ 救援活動の容易性
- ・ 関係機関との連携

④ 計画の経済性と実現性

庁舎建設にあたり発生する費用と本町の財政状況とのバランスや建設スケジュールとの関係など、庁舎建設における計画の経済性と実現性について検討します。

- ・ 用地取得の確実性
- ・ 敷地の形態
- ・ 法令適合性（用途地域等）
- ・ 建設コスト（用地取得費、付帯設備）
- ・ 周辺インフラの整備

■表3 役場庁舎建設候補地比較検討表

比較検討事項		比較候補地		①文化センター駐車場横空地	②旧東小学校跡地	③島野A団地跡地
						
基礎データ	1	所在地	岩内郡岩内町字万代51番2,11,12,13		岩内郡岩内町字高台134番1	岩内郡岩内町字野東5番11,52番7,79番,99番1
	2	敷地面積	5,455.06㎡		8,256.17㎡	6,412.37㎡
	3	地域地区	準工業地域・準防火地域		第2種住居地域・法22条区域	第2種中高層住居地域・法22条区域
	4	容積率/建ぺい率(%)	200/60		200/60	200/60
	5	日影規制	有(高さ10mを超える場合)		有(高さ10mを超える場合)	有(高さ10mを超える場合)
	6	接道道路幅員	南西15m,北西15m		南面22.0m,西面18.18m,北面18.18m,東面21.82m	南面16.0m
	7	周辺施設	南面:住宅,西面:住宅,北面:港,東面:文化センター		南面:簡易裁判所,西面:住宅,北面:蓮華寺,東面:光照寺	南面:住宅,西面:住宅,北面:住宅,東面:河川
	8	現在の使われ方	お祭り、イベント時の広場及び駐車場		除雪車駐車場及び資材倉庫、現場事務所等	空地、一部住宅へのアプローチ道路有
まちづくりとの整合性	9	都市計画マスタープランとの整合性	「海辺のふれあいゾーン」として位置づけられている		「行政・業務ゾーン」として位置づけられている	「計画的な住宅の整備促進地区」と位置づけられている
	10	都市基盤の整備状況	汚水	整備済	◎ 整備済	◎ 未整備
	11		雨水	道路排水が2方向整備済	○ 道路排水が2方向整備済	○ 道路排水が1方向整備済
	12	中心市街地との連携と活性化	近隣に商業及び観光施設が多い		◎ 商業及び観光施設に近い	○ 商業及び観光施設に遠い
	13	周辺経済への影響	近隣に商業施設が多く、経済効果は大きい		◎ 周辺は多種施設が点在、経済効果はやや大きい	○ 周辺は住宅が多く、経済効果は小さい
	14	協働のまちづくり(住民参加)	活動拠点として集まり易い		○ 中心部のため、活動拠点として集まり易い	○ 中心部ではないため、活動拠点として集まり難い
町民の利便性・快適性	15	位置	人口重心との近接性	○ 重心にやや近い	○ 重心に近い	◎ 重心から離れている
	16		都市機能の集積(他の官公署、金融機関、商業施設等との位置関係)	◎ 都市機能として文化センター、バスターミナル、道の駅等に近接、その他美術館、運上屋記念ドームが隣接している	◎ 都市機能として郵便局、簡易裁判所、協会病院等が近接、その他お寺、幼稚園に近い	○ 都市機能施設からは離れているが、小学校、保育園は近接している
	17		官公庁との位置関係	○ 郵便局、警察署、裁判所がやや近い	○ 郵便局、警察署、裁判所が近い	◎ 遠い
	18		福祉施設との位置関係	○ 各施設位置のやや中心	○ 各施設位置のほぼ中心	◎ 市街地から遠いため、各施設までの距離差が大きい
	19	居住地域との位置関係	○ 各居住地域のやや中心	○ 各居住地域のほぼ中心	◎ 市街地から遠いため、各地域までの距離差が大きい	
	20	アプローチ	最寄のバス停からの距離	○ 約300m やや近い	○ 約300m やや近い	◎ 約1,000m 遠い
	21		敷地へのアプローチ方向	○ 3方向からアプローチが可能	○ 全方向からアプローチが可能	◎ 南面道路側の1方向のみからアプローチが可能
	22		敷地へのアプローチ方法	○ アクセス道路に勾配が無く、段差なしでアプローチが可能	◎	○ 南面:アクセス道路に勾配があるが、段差なしでアプローチが可能 東面:アクセス道路に勾配がなく、段差なしでアプローチが可能 北面:アクセス道路に勾配があり、かつ、アプローチに階段が必要 西面:アクセス道路に勾配があり、かつ、アプローチに階段が必要
	23	インフラ整備の必要性	○ 北・西面の歩道整備が必要	○	○ 南面:アクセス道路に勾配があり、滑り防止対策が必要 東面:歩道整備が必要 北面:アクセス道路に勾配があり、歩道整備や滑り防止対策が必要 西面:アクセス道路に勾配があり、滑り防止対策が必要	△ アクセス道路に勾配があり、滑り防止対策が必要
	24	アプローチ方向	○ 2方向 北・西面道路側	○	◎ 2方向 南・東面道路側	◎ 1方向 南面道路側
	25	車	インフラ整備の必要性	○ 北・西面:車道整備が必要であるが平坦接続が可能	○	○ 南面:勾配による左折時の視界不良と冬期の滑りが懸念 東面:道路整備が必要であるが平坦接続が可能
26	駐車設置台数	△ 敷地面積が小さいため、少ない	△	◎ 敷地面積が大きいため、多い	○ 敷地面積がやや大きいため、やや多い	
27	眺望	○ 港の眺望が期待できる	○	◎ 海岸側の街の眺望が高台から得られる	◎ 山並みの眺望が期待できる	
防災拠点・安全性	28	周辺の地形(公園・川など)	◎ 敷地北側に港、東側にいわないマリナーパーク公園有	◎ 敷地は八幡通を海側へと下っていく坂の途中にある	○ 敷地東側は、野東川に隣接している	
	29	敷地の高さ(標高EL)	△ 低い、EL+2.3	△ 高い、EL+19.2	◎ やや高い、EL+5.0~7.3	
	30	海岸からの距離	△ 近い	△ 遠い	◎ やや遠い	
	31	災害からの安全性	△ 津波・高潮被害の恐れがある	△ 津波・高潮被害の恐れがない	◎ 津波・高潮被害の恐れが少ない	
	32	災害時のアクセス	△ 2面アクセス	△ 4面アクセスで道路幅が広い	◎ 2面アクセス	
	33	関係機関との連携と救済活動の容易性	○ 警察署・消防署がやや近い	○ 警察署・消防署が近い	◎ 警察署・消防署が遠い	
	34	法令適合性(用途地域等)	◎ 問題なし	◎ 問題なし	◎ 問題なし	
計画の経済性	35	用地取得の確実性	○ 町有地	○ 町有地	○ 町有地	
	36	敷地面積	△ 5,455.06㎡ 最も狭い	△ 8,256.17㎡ 最も広い	◎ 6,412.37㎡	
	37	敷地の形態	○ 五角形	○ 正方形に近い	◎ 不整形	
	38	地盤	○ 良い	○ 良い	○ 良い	
	39	敷地造成	◎ 高低差がないため少ない	◎ 若干の高低差、既存樹木があるため、やや大きい	○ 高低差があり段差も大きいため、大きい	
	40	周辺インフラの整備	汚水	◎ 整備済	◎ 整備済	◎ 下水道整備計画の変更により整備可能
	41		雨水	○ 道路排水が2方向整備済	○ 道路排水が2方向整備済	○ 道路排水が1方向整備済
	42	庁舎の階数・構造等	△ 敷地が狭いため、低層計画は難しい可能性がある	△ 敷地が最も広いため低・中層の計画が可能である	◎ 敷地が広いため、低・中層の計画が可能である	
	43	建設コスト(付帯設備)	△ 道路切替整備	△	○ 周辺住宅地へのアプローチ整備	

※人口重心、北緯 42 度 58 分 40.28 秒 東経 140 度 30 分 52.16 秒(平成 17 年国勢調査による) およそ岩内簡易裁判所 南約 120mの場所に位置する。

(3) 建設候補地の選定

① 選定

役場庁舎建設候補地の選定は、今後のまちづくりにも大きな影響を与えることとなります。

抽出した3箇所の建設候補地について、役場庁舎建設候補地比較検討表の取りまとめ結果を十分精査・検討し、さらに、町民懇談会やパブリックコメントなどにより寄せられた意見・要望などを十分に勘案した結果、旧東小学校跡地が適地であると判断しました。

② 選定の理由

- A) 一定程度の高台にあり、災害等が発生した場合、災害対策本部としての機能への影響がないこと。
- B) 人口重心(※)に最も近く、役場を利用する住民の公平感が保たれること。
- C) 各官公庁等が隣接しているなど、都市計画マスタープランにおいて、「行政・業務ゾーン」として位置付けられていること。
- D) 建設候補地3箇所の中で、敷地面積が一番大きいことから、庁舎建設に必要な面積が確保されること。

※北緯 42 度 58 分 40.28 秒 東経 140 度 30 分 52.16 秒 (平成 17 年国勢調査による)
およそ岩内簡易裁判所 南約 120mの場所に位置します。

③ 地質・地盤の状況

新庁舎建設にあたっての基礎形式は、建物規模から杭基礎になることが考えられます。

候補地として選定した旧東小学校跡地の地盤の状況については、中央小学校など近隣の公共施設の地質データから比較的良好な地盤であり、コスト増の要因となる特殊工法による基礎や地盤改良等が必要な地盤ではないものと推察されます。

詳細な地質調査については、新庁舎建設候補地として選定した旧東小学校跡地での新庁舎の規模や配置等、具体的な事項を定める基本計画・基本設計の策定段階において、的確なボーリング箇所を選定した上で実施することとします。

2. 新庁舎の敷地概要

新庁舎の敷地の考え方として、災害時の司令塔としての中枢機能を保持するため、耐震性と防火性に配慮するとともに、火災からの類焼や周辺建物からの影響を受けないよう、ある程度の空間が必要となります。

(1) 敷地の概要

敷地に選定した旧東小学校跡地は、都市計画マスタープランにおいて「行政・業務ゾーン」に位置し、行政・業務ゾーンの主軸となる八幡通りと、歴史の散歩道として位置づけられる岩ヶ嶺通り(寺町通り)、シンボル道路として位置付けられる神社通りに面し、人口重心に近く当町の核となる場所に位置します。

(2) 敷地の周辺環境

周辺環境には、郵便局・簡易裁判所・協会病院等が近接しており、町民生活の重要な場所となっています。今後、各種行政・業務・生活関連施設等の集積を図るほか、各施設敷地内の緑化等を促進し、緑豊かな空間がつけられていく場所でもあります。

敷地は一定程度の高台にあり、災害等が発生した場合、災害対策本部としての機能への影響がない敷地となっていますが、その反面、神社通りから国道 229 号へアクセスする道路などは急な勾配が続くため、今後検討される施設配置計画、アクセス道路計画と併せて、周辺の整備について、関係機関と連携を図りながら進めるものとしします。

(3) 課題

高台にあるという点において、付近道路の勾配についての課題があることから、来年度策定する予定の「基本計画」及び「基本設計」において、十分に検討することとします。

- ① 敷地周辺の付近道路に勾配があることから、特に冬期間における対策を今後検討する必要があります。
- ② 神社通りから国道 229 号へアクセスする道路における車両及び歩行者の安全対策を今後検討する必要があります。
- ③ 敷地東側の道路については、道路敷地として約 22mありますが、新庁舎へのアクセス道路として活用することとなることから、幅員の決定を含めた新庁舎敷地との有効活用を今後検討する必要があります。
- ④ 庁舎を利用する町民の利便性の向上を図るため、敷地周辺へのバス停の設置等、バス事業者等との協議・検討が必要です。

第3章 新庁舎の規模算定

1. 基本指標

新庁舎の規模の算定根拠となる、将来の人口や職員数及び議員数を以下のように設定します。

■表4

項 目	想 定 数
計画人口	13,000 人
新庁舎に配置する職員数	159 人
議員数	16 人

(1) 計画想定人口

平成 17 年の国勢調査による本町の人口は 15,744 人と報告されており、将来の人口推計では、今後も減少するものと想定されています。しかし、「新たな岩内町総合計画 2009-2018」で定めているとおり、人口減少の傾向を認識しつつも、今後の施策により減少速度を緩めるとして、平成 30 年度の計画人口を概ね 13,000 人と想定します。

(2) 新庁舎に配置する総職員数

職員数の動向については、平成 18 年に策定した「岩内町定員管理適正化計画」により、平成 22 年 4 月 1 日現在の職員数の目標を 170 人としたところであり、同日の現職員数は、168 人となっています。

この人数を基に、庁舎建設目標年度である平成 27 年度の職員数を推計することとなりますが、本町の現状は、将来推計人口の減少に伴う自主財源の減少により、完全な欠員補充は難しく、一定数の職員数の削減は避けては通れない状況です。

しかしながら、本町における職員の年齢構成を鑑みた場合、近い将来に相当数の職員が定年退職の時期を迎えることから、行政の継続を図る上で、定年退職に伴う職員の補充のタイミングを考慮することが必要となっています。

一方、国においては、「国家公務員制度改革基本法」が、平成 20 年 6 月に公布、同年 7 月から施行され、この法律では「定年を段階的に 65 歳に引き上げることについて検討すること。」と規定し、これに合わせ、平成 21 年 8 月の人事院勧告では、「平成 23 年中には法制整備を図ることが必要である。」とした上で、「平成 22 年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことができるよう、本年（平成 21 年）秋以降、鋭意検討を進めていくこととしたい。」とし、さらに、平成 22 年 8 月の人事院勧告では、「骨格に基づき関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしたい。」とし、この骨格による定年の引上げについては、「平成 25 年

度に60歳に達する者から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度には65歳とする。」としています。

したがって、国家公務員の定年の引上げに関する制度設計により、地方公務員制度の変更が想定され、この結果、平成27年度当初における職員の退職・採用計画を定めることが困難な状況となっています。

以上のことから、平成27年4月1日現在の庁舎に勤務する職員数は、平成22年6月1日現在と同数の156人(特別職3人を含んだ場合は、159人)と推計します。

なお、上記推計に際し、教育委員会事務局については、市民の利便性や関係部署間の連携を考慮し、新庁舎建設に合わせ、庁舎内に事務局を移転することとし、合わせて、庁舎に勤務する正規採用職員のほか、専門的な資格が必要な業務や正規採用職員の補助、正規採用職員と同様の勤務時間を要しない事務などのため採用している臨時職員・非常勤職員のうち、庁舎内において勤務する者の数を加えています。

(推計職員数の内訳)

現 庁 舎	正規採用職員	115 人	臨時・非常勤職員	28 人	計	143 人
教育委員会	正規採用職員	11 人	臨時・非常勤職員	2 人	計	13 人
計	正規採用職員	126 人	臨時・非常勤職員	30 人	計	156 人

(3) 議員定数

議員定数については、計画想定人口に対する地方自治法第91条第2項第4号の規定による岩内町議会の議員定数の上限は22人ですが、同条第1項の規定により定めた「岩内町議会の議員の定数を定める条例」による議員の定数が16人であることから、現在と同じ16人と想定します。

(4) 公用車台数

公用車台数については、現在と同じ40台と想定します。

2. 新庁舎に導入する部署及び職員数

■表5

部署名	人数
特別職	3人
総務財政課	23人
保健福祉課	26人
住民課	11人
税務課	16人
出納課	3人
建設住宅課	21人
上下水道課	14人
企画産業課	17人
議会事務局	4人
教育委員会	13人
合計	151人

(人数の合計の151人と特別職を含む推計職員数159人との差8人については、第6章で述べる保健センターに配置することとします。)

3. 新庁舎に導入する部署の配置の考え方

- 低層階には、市民の利用が多い窓口部門を配置し、市民利用に便利な庁舎とします。
- 低層階以外には、行政機能や防災機能を担う執行部門と一般業務部門や教育委員会などの独立機関部門を配置します。それに加え、議会機能の配置、また電算室などのようにセキュリティに配慮すべき執務環境が望ましい部署を配置します。

4. 新庁舎の規模算定

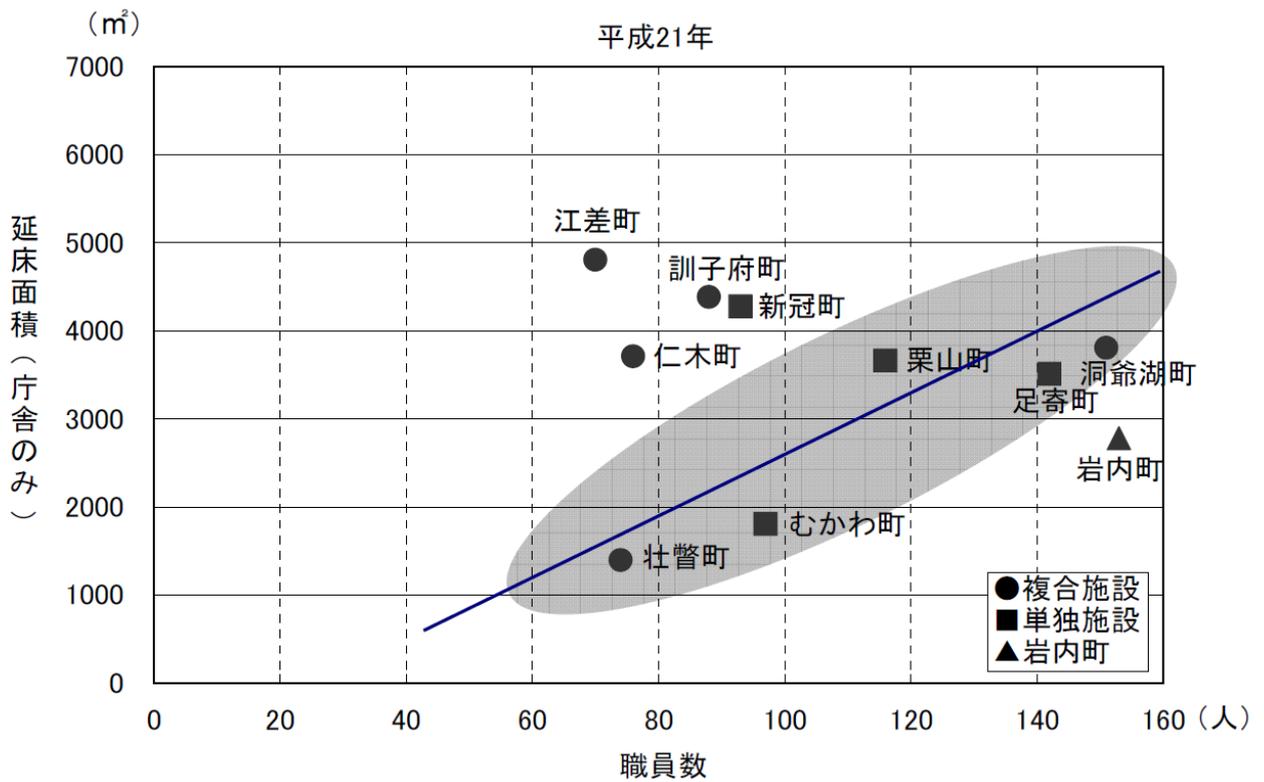
類似自治体及び現役場庁舎のデータ、総務省起債基準面積、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準、積み上げによる必要面積から規模算定を行います。

(1) 類似自治体及び現役場庁舎のデータ

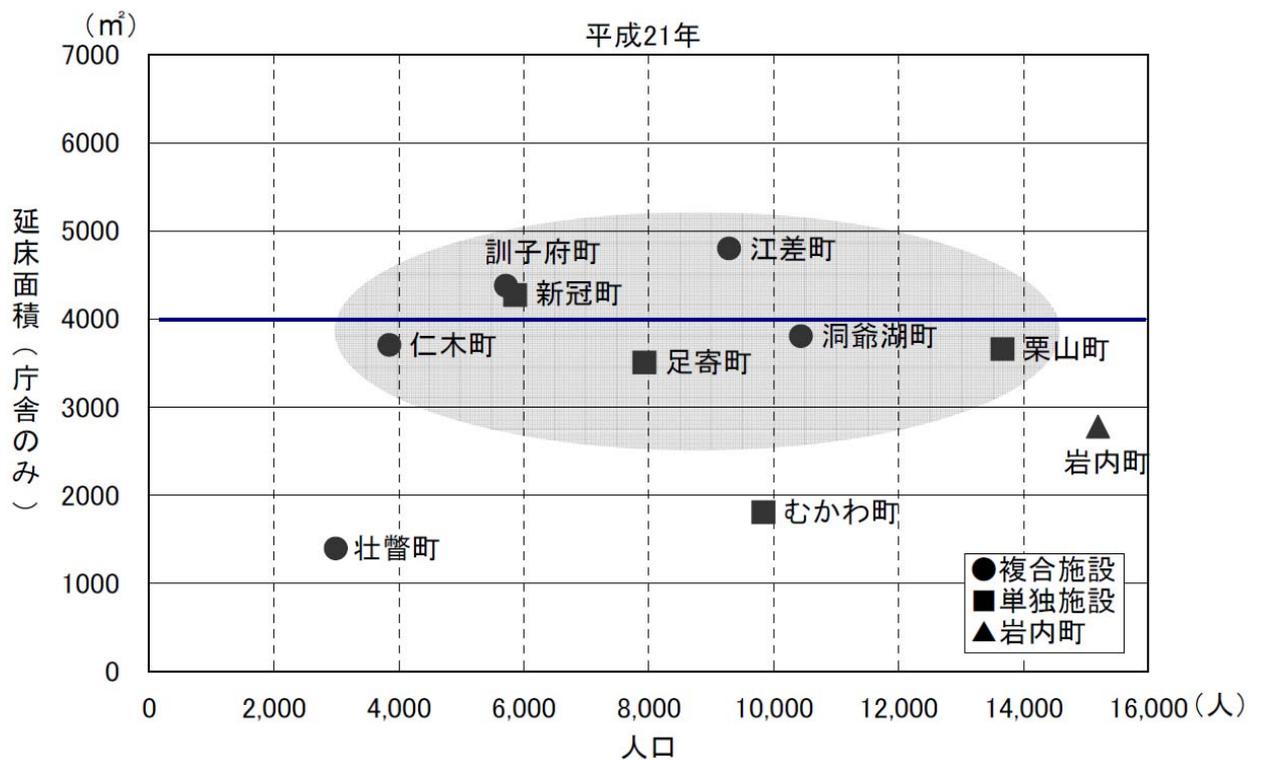
視察を行った自治体のデータ及び本町現役場庁舎のデータを下記の表に記します。

■表6 視察地リスト

番号	市町村名	新築・改修等の種別	施設区分	竣工年	階数	構造	敷地面積(m ²)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)			平成21年		庁舎以外の用途
									まとめ	複合	庁舎のみ	人口(人)	職員数(人)	
1	仁木町	新築	複合	H11	地上3階建	RC	20,977	3,984	6,174 庁舎のみ3,709	6,174	3,709	3,851	76	町民センター 保健センター
2	訓子府町	新築	複合	H13	地上2階建	RC	19,812	3,403	6,355 庁舎のみ4,382	6,355	4,382	5,716	88	保健センター
3	足寄町	新築	単独	H18	地上2階建	木造 一部RC 造	12,144	1,842	3,508	-	3,508	7,937	142	-
4	洞爺湖町	新築	複合	H15	地上3階建	RC・SRC	14,820	2,443	6,157 庁舎のみ3,805	6,157	3,805	10,441	151	防災センター 消防庁舎
5	杜智町	新築	複合	H20	地上2階建	RC	9,987	2,771	3,611 庁舎のみ1,396	3,611	1,396	2,990	74	地域交流センター 伊達信用金庫
6	江差町	新築	複合	H5	地上3階建	RC	6,166	2,176	5,276 庁舎のみ4,804	5,276	4,804	9,289	70	保健センター
7	むかわ町	新築	単独	H14	地上3階建	S	6,407	702	1,808	-	1,808	9,839	97	-
8	新冠町	新築	単独	H11	地上4階建	RC	10,907	1,711	4,275	-	4,275	5,863	93	-
9	栗山町	増築	単独	H7	地上3階建	S (既存 RC)	21,450	1,325	3,661 増築のみ1,886	-	3,661	13,667	116	-
10	岩内町	増改築	単独	S33	地上3階建	S.RC	4,125	-	2,780	-	2,780	15,196	153	-



【グラフ1 職員数に対する延床面積(庁舎のみ)】



【グラフ2 人口に対する延床面積(庁舎のみ)】

(2) 総務省起債基準面積に基づく算定

総務省起債許可に係る標準面積に基づく算定は、以下のとおりとなります。

■表7 総務省起債許可に係る標準面積に基づく算定

用途・室名	面積基準(m ²)	職員数	必要面積(m ²)
① 事務室			
特別職	54	3	162.0
部(次)長職	11.25	7	78.8
課長	8.1	23	186.3
一般職員	4.5	90	405.0
常勤職員 小計		123	
臨時職員	4.5	28	126.0
全職員 小計		151	958.1
② 倉庫	①の13%		124.6
③ 会議室、トイレ、洗面所、その他	7m ² ×常勤職員数		861.0
④ 玄関、廊下、階段等の交通部分	(①+②+③)×40%		777.5
⑤ 議事堂(議場、委員会室及び議員控室)	35m ² ×議員数	16	560.0
計			3,281.2

(3) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、国家機関の建築物及びその付帯施設の位置・規模・構造の基準を定めています。その基準の一つである新営一般庁舎面積算定基準を準用し、必要面積を算定します。算定については以下のとおりとなります。

■表8 国土交通省新営一般庁舎面積算定に基づく算定

(単位:人)

	署長・所長級	課長級	補佐・係長級	一般級	計
計画職員	10	23	40	78	151
換算率	10	2.5	1.8	1	
換算職員	100	57.5	72	78	307.5

(単位:㎡)

	施設区分	面積算定	算定基準	補正前
	・事務室	1,116.2	換算人員307.5人×3.3㎡×補正係数1.1	1,014.8
①	執務面積	1,116.2		1,014.8
	・会議室	66.0	(職員100人当たり40㎡+10人増すごとに4㎡)×補正係数1.1	60.0
	・電話交換室	36.0	換算人員が120人から240人の場合:36㎡	36.0
	・倉庫	131.9	事務室面積1,014.75㎡(補正前)×13%	131.9
	・宿直室	10.0	1人10㎡、1人増すごとに3.3㎡増	10.0
	・庁務員室	11.7	1人10㎡、1人増すごとに1.65㎡増	11.7
	・湯沸し室	29.7	9.9㎡(3坪)×3F	29.7
	・受付	6.5	最小6.5㎡	6.5
	・便所洗面所	48.3	全職員数151人×0.32㎡	48.3
②	附属面積	340.1		334.1
	・業務支援機能	205.0	相談室兼会議室80㎡、印刷室60㎡、電算室65㎡	205.0
	・議会機能	560.0	起債基準準用	560.0
	・福利厚生機能	165.0	更衣室75㎡、休養室30㎡、職員組合60㎡	165.0
	・その他	200.0	ロビー・ホール200㎡	200.0
③	固有業務室	1,130.0		1,130.0
	・機械室	281.0	有効面積(①~③)2,000~3,000㎡の場合:281㎡	281.0
	・電気室	52.0	有効面積(①~③)2,000~3,000㎡の場合:52㎡	52.0
④	設備関係	333.0		333.0
⑤	交通部分	1,124.8	上記①~④面積計(事務室・会議室は補正前)×40%	1,124.8
	総計	4,044.1		

(4) 各室積み上げによる必要面積の算定

現役場庁舎の各室に、新たな機能として必要な諸室を想定し、さらに、視察を行った他町事例や、現在の各課等の職場スペースの状況等を勘案し、新庁舎の面積を算定します。

現庁舎と比較し、変更や追加となる箇所及び面積の想定は次のとおりです。

① 特別職

A) 町長室

現在の面積（39.6 m²）を約 50 m²とします。

B) 副町長室

現在の面積（23.5 m²）と同様に約 24 m²とします。

C) 教育長室

教育委員会事務局の移転に伴い、約 40 m²を配置します。

② 事務室

日常的に必要となる打合せや来客の応接に対応するため、打合せコーナーを各課に配置します（6 m²×9 箇所）。

③ 会議室等

A) 多くの町民への対応可能なスペース

選挙時における期日前投票や税の申告など、一時に多くの町民への対応可能なスペースを確保し、さらに、災害時には災害対策本部の中核機能としての活動を容易にするため、200 m²の大会議室を配置します。

B) 相談室

個人のプライバシーに配慮するため、相談室を充実します（6.5 m²×4 室）。

④ その他執務関係

町が取り扱う個人情報のセキュリティに万全を期すため、OAを一括管理するための室（約 65 m²）を配置します。

⑤ 福利厚生

庁舎で働く職員の福利厚生として、休養室（30 m²）、更衣室（75.5 m²）を配置します。

以上の想定をした場合、各室等の積み上げに基づく新庁舎の必要面積については、3,745.8 m²（表 9 各室積み上げによる算定）となります。

■表9 各室積み上げによる算定

	室名	必要面積(m ²)	数	合計面積(m ²)	備考
特別職関係	町長室	50.0	1 室	50.0	
	副町長室	23.5	1 室	23.5	
	教育長室	40.0	1 室	40.0	参考:洞爺湖町役場
	小計			113.5	
議会関係	議事堂	200.0	1 ヶ所	200.0	
	委員会室	91.4	1 室	91.4	
	議長室	41.4	1 室	41.4	
	会派室	14.7	6 室	88.1	
	議会事務局	33.5	1 室	33.5	
	図書室	28.1	1 室	28.1	
	小計			482.5	
その他の 執行機関	監査委員室・選挙管理委員会室	21.9	1 室	21.9	
	小計			21.9	
事務関係	事務スペース			963.0	
	打ち合わせコーナー	6.0	9 ヶ所	54.0	9課分
	小計			1,017.0	
会議室等	第一会議室	25.2	1 室	25.2	
	第二会議室	31.0	1 室	31.0	
	第三会議室	59.6	1 室	59.6	
	小会議室	27.0	1 室	27.0	
	多くの町民への対応可能なスペース	200.0	1 室	200.0	災害対策本部・選挙期日前投票・税申告等
	相談室	10.0	4 室	40.0	新規40.0m ² -現6.5m ² =33.5m ²
	小計			382.8	
その他 執務関係	印刷室	11.9	1 室	11.9	
	通信室	12.6	1 室	12.6	
	書庫・倉庫・図面庫・物置き・金庫	181.7	1 室	181.7	
	コンピューター室	20.3	1 室	20.3	
	物置(ワープロ室横)	10.0	1 室	10.0	
	物置(湯沸室横)	8.5	1 室	8.5	
	電算室		1 室	65.0	
	小計			310.0	
福利厚生	湯沸室	22.9	1 室	22.9	
	当直室	17.4	1 室	17.4	
	ロビー・ホール	200.0	1 力所	200.0	参考:足寄町役場
	休養室	30.0	1 室	30.0	
	職員更衣室	0.5	151 人	75.5	
	小計			345.8	
合 計				2,673.5	
共用スペース				1,072.3	現役場庁舎:合計に対して40%程度 (EV・階段・WC等含む)
総 計				3,745.8	

(5) 庁舎の必要面積

① 各基準等による算定

■表 10 各基準等による算定

A.総務省起債許可に係る標準面積に基づく算定 (㎡)	3,281.2
B.国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定 (㎡)	4,044.1
C.各室積み上げによる算定 (㎡)	3,745.8
A+B+Cの算定結果の合計÷3 (㎡)	3,690.4

参考 1

$$(A + B) \div 2 = 3,663 \text{ m}^2$$

$$(A + C) \div 2 = 3,513 \text{ m}^2$$

$$(A + B + C) \div 3 = 3,690 \text{ m}^2$$

参考 2

- | | |
|---|---------|
| a 現庁舎面積（庁舎と一体の附属施設を含み、
旧消防車庫を含まない。） | 2,754 ㎡ |
| b 現庁舎面積（旧消防署車庫を含み、庁舎と一体の
附属施設を含まない。） | 2,780 ㎡ |
| c 現庁舎面積（庁舎と一体の附属施設及び
旧消防署車庫を含む。） | 3,354 ㎡ |

② 『役場庁舎建設に係る基本的なあり方』との整合性

「第1章 新庁舎の施設整備の考え方」で挙げた項目と庁舎規模との整合性を検討すると、

A) 役場庁舎建設規模の算定

【2. 新庁舎の施設整備の基本的な方向性 より抜粋】

(3) 機能性・効率性を重視した庁舎

- ・貴重な住民の税金を使い、しかも厳しい財政事情の中での庁舎建設となることから、機能性・効率性を重視し、華美な要素を排除して、建設に要する費用の削減に努めます。

B) 庁舎に求められる主要な機能

【3. 新庁舎に求められる主要な機能 より抜粋】

(2) 窓口機能

- ・相談室はプライバシーに配慮したつくりとします。

(3) 執務機能

- ・日常的に必要となる打合せスペースを各課に1箇所設置します。

(6) 多くの住民への対応可能なスペース

- ・選挙や税申告事務など一時に多くの住民への対応可能なスペースの確保を図ります。

上記(2)・(3)・(6)から、下記の面積を算定します。

a) 相談室の設置 $10\text{ m}^2 \times 4\text{ 室} = 40\text{ m}^2$

b) 打合せスペース $6\text{ m}^2 \times 9\text{ 箇所} = 54\text{ m}^2$

c) 多くの住民への対応可能なスペース $200\text{ m}^2 \times 1\text{ 室} = 200\text{ m}^2$
 (参考：文化センター会議室 111.6 m^2 + 研修室 $84.6\text{ m}^2 = 196.2\text{ m}^2$)

計 a + b + c = 294 m² ≒ 300 m²

(6) 新庁舎の概算規模面積

新庁舎の規模については、①総務省起債許可に係る標準面積に基づく算定、②国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定、③各室積み上げによる算定のほか、④『役場庁舎建設に係る基本的なあり方』との整合性、⑤現庁舎の面積（旧消防署車庫など現庁舎と一体な施設のすべてを含む。）を勘案した結果、延床面積を3,600㎡と概算算定します。

(7) 駐車場及び駐車台数の算定

庁舎を主として利用する「来庁者」、「公用車」及び「職員」に分類し、各駐車台数を推計します。

① 来庁者用駐車場

交通手段を自動車に依存する現状と他町を参考に来庁者用駐車台数は、60台と想定します。

② 公用車用駐車場

本町が現在所有する公用車は40台であり（特殊車両を除く。）、このことを勘案し、公用車用駐車台数は、40台と想定します。

③ 職員用駐車場

交通手段を自動車に依存する現状から、自動車利用率を0.65とし、庁舎勤務職員数159人に対する職員用駐車台数は、100台と想定しますが、敷地面積の都合から実際に駐車できるスペースについて、今後検討する必要があります。

なお、夏期においては、原動機付自転車や自転車を利用した通勤に伴った駐車台数の減少も想定されますが、冬期における自動車利用の増加及び雪堆積場所を考慮し、上記利用率により、台数を求めます。

④ 駐輪場台数

夏期における原動機付自転車や自転車の使用を考慮し、次のとおり推計します。

- A) 来庁者用駐輪場 10台
- B) 職員用駐輪場 30台

(8) 公用車車庫の算定

新庁舎に配備する予定の公用車台数は40台です。その4分の1にあたる10台分について車庫の設置を想定します。起債基準では1台あたり25㎡であり、通路部分も含めると適当と考えられるため、この基準に10台を乗じた面積250㎡とします。入庫対象ではない公用車の駐車スペースについては、1台あたり20㎡と設定し、20㎡×30台=600㎡とします。また、入庫対象ではない公用車についてはカーポート等により対応することも検討します。

第4章 事業費の算定

1. 事業費の算定

事業費の算定は、本基本構想では、第1章で述べた「新庁舎に求められる主要な機能」を考慮しながら、総務省起債基準面積や国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定や積上げによる必要面積の算定などを基に、新庁舎の概算規模面積として算定した3,600㎡を基準として算定することとなります。

事業費の算定は、その施設の構造やデザイン、内装・外装のほか、設備内容の仕様により大きく違うこととなり、これらの諸条件が新庁舎建設においてどのようなようになるのかについては、庁舎機能の具体的な検討を行うため今後策定することとしている「基本計画」・「基本設計」の段階で検討することとしていることから、本基本構想においては未定であり、事業費・建設費の算定は難しいものとなっています。

例えば、新エネルギーの活用や積極的な省エネルギー対策を講じた場合には、将来の管理・維持経費（ランニングコスト）の削減といった反面、初期投資（イニシャルコスト）による建設費の増加が見込まれます。

したがって、具体的な建設費の算定については、「基本計画」・「基本設計」の段階で、様々な事例等を十分調査・検討した上で、詳細・正確に積算することとします。

2. 財源確保の見通し

新庁舎の建設に要する事業費の財源については、役場庁舎建設基金と一般財源のほか、地方債を充当することとなります。

地方債は、一般単独事業債となり、最大で7割の充当が可能ですが、これは町の借金であり、後年度の負担となるものです。

庁舎の建設費が町財政に及ぼす中長期的な影響としては、この地方債の発行に伴う後年度負担の増大が第一であり、財政健全化指標のうち、特に、実質公債比率と将来負担比率への影響が懸念されます。

そのため、庁舎建設など中長期的な懸案事項をあらかじめ想定した上で、指標の悪化を未然に防ぐことが重要であり、現在、地方債現在高の低減を図るため、地方債の計画的な発行に努めています。

したがって、新庁舎建設に当たっては、建設目標年度に向けて、計画的に留保財源の確保を図り、庁舎建設における地方債の発行額を抑えることで、後年度負担を最小限に抑えるとともに、今後の行財政運営に大きな支障をきたさないよう配意します。

なお、新エネルギーの導入事業や防災関連対策事業に係る国等の新たな補助事業についても、導入に向けて積極的に検討を行うものとします。

2. 事業手法

近年、行政需要の多様化に対応するために、民間企業・NPO（Non-Profit Organization：ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」）・住民等の多様な主体の参画・連携を促し、行政と民間との協働により最も効率的に公共サービスの提供を行う「PPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ）」の考え方が広く浸透されてきました。

このPPPの考え方に基づいた公共施設の建設に係る事業手法については、施設の設計・建設から維持管理・運営に至る一連の業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用するため、「PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」方式があります。

新庁舎建設の事業手法については、PFIの活用やその方策を含め、公共の施設等の整備運営手法について、「公設公営」、「公設民営」、「民設公営」、「民設民営」の4つに大きく区分し、その手法の検討を行いました。

まず、「民設」については、公共による一時的な資金調達は不要となりますが、民間資金を活用することから、地方債と同様に、町の借金であることには変わりはなく、さらに、建設費用の分割払いの場合には、町以外が所有する施設となり、合わせて、企業収益も含んだ支払いとなります。

また、民間の事業者は収益を上げるため、大手建設会社に建設を依頼し、建設費用を抑えようとする考えられますが、その場合、地元企業の雇用促進及び育成、地元への経済効果が見込まれないこととなります。

さらに、「民営」については、役場庁舎の運営は、基本的業務の大半を公共が担うものであり、施設管理業務の一部における民間委託のみが想定されることから、「民営」の手法にはなじまないものであると考えられます。

本町における役場庁舎建設は、建築した施設を将来の建替え等の必要性が生じるまで使用する施設の整備であり、町の財産として、自己責任での運営・保守管理を行う必要があると考えます。

したがって、地元企業の雇用促進及び育成、地元への経済効果をも考慮し、公共による建設・運営である「公設公営」を採用することとします。

第6章 保健センターの建設・整備の方針

1. 建設・整備の考え方

保健センターの建設・整備の考え方については、役場庁舎で行う各種の申請やサービスの利用・相談業務との関連性も多くあることから、単独施設ではなく、役場庁舎と一体的に整備することとします。

保健センターの機能は、健康相談、保健指導及び健康診査など、町民の健康を守る活動を行うための施設とすることを重点に置き整備を図ることとし、具体的な各室の配置や設備等については、役場庁舎建設のための基本計画・基本設計と合わせて検討を行うこととします。

また、所要スペース等は、他町村の建設・整備事例を参考としながら、現在、町が行っている各種保健事業等の状況を勘案し、1,000㎡程度と想定していますが、今後の基本計画・基本設計において、庁舎と一体的に整備することによる利点を活かした各室の効率的な利活用を図る方法について検討を行います。

2. 建設・整備手法の検討

保健センター建設・整備に際しては、その手法として、新庁舎との「併設」、「一体」及び「別棟」を想定し、その比較・検討を行いました。

■表12 保健センター建設・整備手法比較表

	一 体 的		別棟（庁舎と分離）
	併設（庁舎機能と区分）	一体（庁舎機能と複合）	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉関係窓口又は他業務との一体的処理による町民利用の利便性の確保 ○共有部分の活用による面積・建設コストの削減 ○職員間における業務連絡等の融通性の確保 ○庁舎と同一の耐震強度が不必要となることによる建設コストの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉関係窓口又は他業務との一体的処理による町民利用の利便性の確保 ○共有部分の利用による面積・建設コストの削減 ○職員間における業務連絡等の融通性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○単独施設化による衛生環境の保全 ○窓等の設置による採光部分の充実 ○庁舎閉庁時における検診(健診)時の施設管理・保全への安全性 ○庁舎と同一の耐震強度が不必要となることによる建設コストの削減
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○防塵等の衛生環境への懸念 ○窓等の制約と採光部分の制約による各室配置への制約 ○庁舎閉庁時における検診(健診)時の施設管理・保全への懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○防塵等の衛生環境への懸念 ○窓等の制約と採光部分の制約による各室配置への制約 ○庁舎閉庁時における検診(健診)時の施設管理・保全への懸念 ○建設面積と敷地面積の都合による庁舎1階部分への影響 ○庁舎と同一の耐震強度が必要となることによる建設コストの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○玄関・ロビー・ボイラー等の単独設置による建設コスト・管理経費の増加 ○職員が常駐することとした場合の、福祉関係窓口又は他業務との分離による住民サービスの低下 ○職員が常駐しないこととした場合の、冬季使用時のボイラー設備の始動・停止などの施設の維持・管理 ○職員間における業務連絡等の融通性の煩雑化

3. 保健事業の概要

現在町が行っている保健事業は、大きく分けて「母子保健事業」、「成人保健事業」及び「老人保健事業」の3つに分類することができますが、この概要は、次のとおりです。

■表13 平成21年度保健事業の実績

項 目	事 業 名	回 数	利用者等
母子保健事業	○妊娠届出事業		
	母子手帳交付	随時	実 99人
	妊婦健康診査の助成	随時	延903人
	○健康診査事業		
	3～4か月児健康診査	随時	実 91人
	6～7か月児健康診査	随時	実 76人
	1歳6か月児健康診査	年 8回	実104人
	3歳児健康診査	年 8回	実 87人
	お誕生歯科検診	年 8回	実 83人
	1歳6か月児歯科健康診査	年 8回	実 88人
	3歳児歯科健康診査	年 8回	実 64人
	○健康相談事業		
	2～3か月児健康相談	年11回	実 57人
	9～10か月児健康相談	年 6回	実 53人
	こども何でも相談	年12回	実 9人
	○健康教育事業		
	母親教室	年 4回	延 24人
	5～6か月児離乳食教室	年 8回	実 48人
	○訪問指導事業		
	妊婦訪問指導	随時	延 21人
	産婦訪問指導	随時	延 93人
	新生児訪問指導	随時	延 31人
	乳児訪問指導	随時	延108人
	幼児訪問指導	随時	延 66人
	その他訪問指導	随時	延 2人
	○その他事業		
	フッ素塗布	年13回	延387人
虐待予防対策 (養育者支援スクリーニング)	随時	実 89人	
ブックスタート推進事業	随時	実 96人	
あかちゃんひろば	年12回	実134人	
○予防接種事業			
ポリオ予防接種	年 6回	延196人	

項 目	事 業 名	回 数	利用者等
成人保健事業	○健康手帳の交付事業	随時	実250人
	○健康教育事業	年23回	延608人
	○健康相談事業	年47回	延 56人
	○がん検診事業		
	胃がん検診	年 8回	実617人
	肺がん検診	年 8回	実654人
	大腸がん検診	年13回	実732人
	乳がん検診	年 3回	実335人
	子宮がん検診	年 2回	実336人
	○成人訪問指導事業		
	生活習慣病予防訪問指導	随時	延 71人
	精神障害者訪問指導	随時	延 45人
	身体障害者訪問指導	随時	実 1人
	○特定健診事業		
	特定健診	年 6日	実557人
	その他の健診	年 6日	実 22人
	健診当日の保健指導	年 6日	実569人
	健診結果説明会	年 7日	実523人
特定保健指導			
(積極的支援)	随時	実 16人	
(動機づけ支援)	随時	実 23人	
(その他保健指導)	随時	実 29人	
老人保健事業	○健康教育事業	年 33回	延781人
	○健康相談事業	年 19回	延 51人
	○後期高齢者健康診査事業	年 6日	実 33人
	○痴呆・介護予防訪問指導事業	随時	延 74人
	○介護予防事業		
	和の会	年 12回	延131人
	貯筋くらぶ卒業生支援	年 3回	延 41人
	元気をつくる会	年 12回	延194人
○インフルエンザ予防接種事業	10月~1月	実2,533人	

■表14 平成22年度保健事業の年間予定表

【表中の()書は、それぞれの事業の実施会場です。また、会場は次の略称としています。文：文化センター、福：福祉センター、島野：島野地区集会所、婦：婦人の家、人：人材開発センター、栄：栄集会所、宮：宮園会館、大浜：大浜集会所、相生：相生集会所】

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	木	1	土	1	火	1	木	1	日	1	水	1	金	1	月	1	水	1	土	1	火	1	火
2	金	2	日	2	水	2	金	2	月	2	木	2	土	2	火	2	木	2	日	2	水	2	水
3	土	3	月	3	木	3	土	3	火	3	金	3	日	3	水	3	金	3	月	3	木	3	木
4	日	4	火	4	金	4	日	4	水	4	土	4	月	4	木	4	土	4	火	4	金	4	金
5	月	5	水	5	土	5	月	5	木	5	日	5	火	5	金	5	日	5	水	5	土	5	土
6	火	6	木	6	日	6	火	6	金	6	月	6	水	6	土	6	土	6	木	6	日	6	日
7	水	7	金	7	月	7	水	7	土	7	火	7	木	7	日	7	火	7	金	7	月	7	月
8	木	8	土	8	火	8	木	8	日	8	水	8	金	8	月	8	水	8	土	8	火	8	火
9	金	9	日	9	水	9	金	9	月	9	木	9	土	9	火	9	木	9	日	9	水	9	水
10	土	10	月	10	木	10	土	10	火	10	金	10	日	10	水	10	金	10	月	10	木	10	木
11	日	11	火	11	金	11	日	11	水	11	土	11	月	11	木	11	土	11	火	11	金	11	金
12	月	12	水	12	土	12	月	12	木	12	日	12	火	12	金	12	日	12	水	12	土	12	土
13	火	13	木	13	日	13	火	13	金	13	月	13	水	13	土	13	月	13	木	13	日	13	日
14	水	14	金	14	月	14	水	14	土	14	火	14	木	14	日	14	火	14	金	14	月	14	月
15	木	15	土	15	火	15	木	15	日	15	水	15	金	15	月	15	水	15	土	15	火	15	火
16	金	16	日	16	水	16	金	16	月	16	木	16	土	16	火	16	木	16	日	16	水	16	水
17	土	17	月	17	木	17	土	17	火	17	金	17	日	17	水	17	金	17	月	17	木	17	木
18	日	18	火	18	金	18	日	18	水	18	土	18	月	18	木	18	土	18	火	18	金	18	金
19	月	19	水	19	土	19	月	19	木	19	日	19	火	19	金	19	日	19	水	19	土	19	土
20	火	20	木	20	日	20	火	20	金	20	月	20	水	20	土	20	月	20	木	20	日	20	日
21	水	21	金	21	月	21	水	21	土	21	火	21	木	21	日	21	火	21	金	21	月	21	月
22	木	22	土	22	火	22	木	22	日	22	水	22	金	22	月	22	水	22	土	22	火	22	火
23	金	23	日	23	水	23	金	23	月	23	木	23	土	23	火	23	木	23	日	23	水	23	水
24	土	24	月	24	木	24	土	24	火	24	金	24	日	24	水	24	金	24	月	24	木	24	木
25	日	25	火	25	金	25	日	25	水	25	土	25	月	25	木	25	土	25	火	25	金	25	金
26	月	26	水	26	土	26	月	26	木	26	日	26	火	26	金	26	日	26	水	26	土	26	土
27	火	27	木	27	日	27	火	27	金	27	月	27	水	27	土	27	月	27	木	27	日	27	日
28	水	28	金	28	月	28	水	28	土	28	火	28	木	28	日	28	火	28	金	28	月	28	月
29	木	29	土	29	火	29	木	29	日	29	水	29	金	29	月	29	水	29	土	29	日	29	火
30	金	30	日	30	水	30	金	30	月	30	木	30	土	30	火	30	木	30	日	30	水	30	水
		31	月			31	土	31	火			31	日			31	金	31	月			31	木

資 料

1. 検討の状況

年度	年月日	検討事項等
平成 21 年度	H21. 8.20	第 1 回役場庁舎建設等検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合庁舎耐震診断結果について ・ 現庁舎の改修等について ・ 町としての方向性を示す期限について ・ 新庁舎の求め方（新築・既存施設の活用）について
	H21. 8.28	岩内町議会総務委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合庁舎耐震診断調査結果報告
	H21.11.16	第 2 回役場庁舎建設等検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改築・新築の方向確認について ・ 建設に向けての検討体制について ・ 建設に向けてのスケジュールについて ・ 今後の検討事項について
	H21.12. 3	岩内町議会総務委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討状況報告（概算建築費・今後の作業）
	H21.12. 7	岩内町議会第 4 回定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討状況町政報告（概算建築費・今後の作業）
	H22. 1.28	第 3 回役場庁舎建設等検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設へ向けてのスケジュールについて（再検討） ・ 現庁舎の問題点及び新庁舎の必要性について ・ 建設の基本的な方向性について ・ 庁舎の機能について ・ 建設候補地の選定について ・ 町民懇談会の方法について ・ 作業部会の編成等について
	H22. 3.19	岩内町議会第 1 回定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎問題特別委員会設置決議
	H22. 3.19	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正副委員長互選 ・ 検討状況報告
平成 22 年度	H22. 4. 8	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業案の比較報告 ・ 事業実施に向けての主な手順報告
	H22. 4.20	役場庁舎建設等検討会（修正通知） <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設の基本的な方向性について ・ 庁舎の機能について ・ 建設候補地の選定について
	H22. 4.27	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設に係る基本的なあり方報告 ・ 建設の事業手法報告 ・ 建設候補地の抽出報告 ・ 基本的な機能報告 ・ 事業実施による財源報告

H22. 5.12	第1回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 <ul style="list-style-type: none"> ・作業内容・スケジュールの確認について ・建設の方向性の検討について ・機能の検討について ・他市町村視察の検討について
H22. 6. 1	町民周知（広報紙・ホームページ） <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的なあり方」について
H22. 6. 1～ H22. 6.30	パブリックコメント <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的なあり方」について
H22. 6. 6 H22. 6. 9	町民懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的なあり方」について
H22. 6.28～ H22. 7. 6	役場庁舎建設等検討会【作業部会】（視察） <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村視察実施（9町）
H22. 7.22	第4回役場庁舎建設等検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・町民懇談会の実施結果について ・パブリックコメントの実施結果について ・他市町村事例視察の結果について ・建設候補地の比較検討の結果について
H22. 8. 6	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・町民懇談会の結果報告 ・パブリックコメントの結果報告 ・事例視察の結果報告 ・建設候補地比較検討状況報告
H22. 8.18	第2回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設規模の算定について ・建設候補地の選定について ・保健センターの建設・整備について
H22. 8.25	第5回役場庁舎建設等検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・建設規模の算定について ・建設候補地の選定について ・保健センターの建設・整備について
H22. 8.31	第3回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会での検討状況説明
H22. 9. 2	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・建設規模の算定報告 ・建設候補地の選定報告 ・保健センターの建設・整備の方針報告
H22. 9.28	第4回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想中間報告（案）について ・保健センターの建設・整備について
H22.10. 4	第6回役場庁舎建設等検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの建設・整備について
H22.10. 8	役場庁舎建設等検討会【作業部会】（書面協議） <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想中間報告（案）修正について

H22.10.18	第7回役場庁舎建設等検討会 ・基本構想中間報告（案）について
H22.10.22	役場庁舎建設等検討会（書面協議） ・基本構想中間報告修正について
H22.10.27	岩内町議会社会文教委員会 ・保健センターの建設・整備の方針報告
H22.10.28	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 ・保健センターの建設・整備の方針報告 ・基本構想中間報告の策定報告
H22.10.29～ H22.11.22	職員からの意見募集 ・基本構想中間報告について
H22.11. 1	町民周知（広報紙・ホームページ） ・基本構想中間報告について
H22.11. 8	第5回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 ・平成23年度調査・検討事項について ・平成23年度予算について
H22.11. 8～ H22.11.22	パブリックコメント ・基本構想中間報告について
H22.11.13 H22.11.14	町民懇談会 ・基本構想中間報告について
H22.12.13～ H22.12.24	岩内町議会第4回定例会 ・平成22年度岩内町一般会計補正予算（役場庁舎建設基金積立金）
H23. 1.19	第6回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 ・基本構想（案）について（町民懇談会・パブリックコメントの結果報告を含む。）
H23. 2. 3	第8回役場庁舎建設等検討会 ・基本構想（案）について（町民懇談会・パブリックコメントの結果報告を含む。）
H23. 2. 9	役場庁舎建設等検討会（書面協議） ・基本構想（案）修正について
H23. 2. 22	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 ・基本構想策定報告（町民懇談会・パブリックコメントの結果報告を含む。）
H23. 3. 1	町民周知（広報紙・ホームページ） ・基本構想の策定について

2. 役場庁舎建設等検討会名簿

職 名	氏 名	備 考
町長	上 岡 雄 司	
副町長	吉 田 良 美	
教育長	表 芳 弘	
総務部長	伊 藤 弘 康	
民生部長	石 田 芳 穂	
企画経済部長	渡 辺 謙 二	
建設水道部長	鎌 塚 徹	
会計管理者	福 嶋 哲 哉	
議会議務局事務局長	高 野 禎 実	
教育委員会教育次長	伊 藤 喜 良	
総務部総務財政課課長(総務担当)	田 中 敏	
総務部総務財政課課長(財政担当)	井 口 元 喜	
民生部保健福祉課課長(介護福祉・保健指導担当)	瀬 川 賢	
企画経済部企画産業課課長(水産農林担当)	坂 本 慎 一	
企画経済部企画産業課課長(企業誘致担当)	丸 屋 健 市	
建設水道部建設住宅課課長(土木・港湾・管理担当)	世 良 光 弘	
建設水道部建設住宅課課長(建築担当)	中 村 浩	
建設水道部建設住宅課課長(事務・公営住宅担当)	猪 口 仁	
建設水道部上下水道課課長(上水道担当)	木 村 清 彦	
教育委員会教育課課長(総務・学校教育担当)	手 塚 良 人	
総務部税務課係長(課税)	中 川 馨	
総務部総務財政課課長(合併・情報公開・協働・庁舎建設担当)	老 田 雅 貴	(事務局)
総務部総務財政課係長(総務)	久 崎 秀 人	(事務局)

3. 役場庁舎建設等検討会作業部会名簿

部 会 名	職 名	氏 名	備 考
町民サービス部会	教育課課長(総務・学校教育担当)	手塚 良人	部会長
	保健福祉課保健師(保健指導)	中川 千恵	
	税務課主事(課税)	赤坂 真紀	
	上下水道課主事(上下水道事務)	阿久津 隆二	
	保健福祉課主事(社会福祉)	竹内 佳祐	
庁舎・事務管理部会	建設住宅課課長(事務・公営住宅担当)	猪口 仁	部会長
	税務課係長(評価)	平野 裕之	
	企画産業課係長(企画)	中村 輝幸	
	総務財政課主事(財政)	斉藤 仁志	
施設・環境部会	上下水道課課長(上水道担当)	木村 清彦	部会長
	税務課係長(徴収)	村山 清幸	
	保健福祉課栄養士(保健指導)	堀川 文恵	
	建設住宅課技師(建築)	土居 建郎	
	企画産業課主事(商工労働観光)	玉田 希望	
(事務局)	総務財政課課長(庁舎建設担当)	老田 雅貴	
	総務財政課係長(総務)	久崎 秀人	

岩内町

HOKKAIDO IWANAI TOWN



岩内町役場庁舎建設基本構想

- 発行／北海道岩内郡岩内町（平成23年2月）
- 編集／岩内町総務部総務財政課（庁舎建設担当）
岩内町建設水道部建設住宅課（建築担当）
- 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字清住258番地
TEL 0135-62-1011(代表)
FAX 0135-62-3465
- ホームページアドレス
<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp>
- メールアドレス
iw014028@siren.ocn.ne.jp

